

愛媛県ホームページ広告取扱契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、愛媛県が管理するホームページのトップページ（以下「県ホームページ」という。）の広告掲載取扱について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（趣旨）

第2条 乙は、別紙「愛媛県ホームページ広告掲載取扱要領」（以下「要領」という。）及び「愛媛県ホームページ広告掲載基準」に基づき、県ホームページに広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

（契約金額及び契約期間）

第3条 契約金額、契約期間等は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額 円
（うち消費税及び地方消費税額金 円）
(2) 契約期間等 令和8年4月1日～令和9年3月31日

（契約保証金）

第4条 乙は、第1号に定める契約金額総額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払わなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条に該当する場合は免除とする。

（契約金額の減額）

第5条 甲は、乙の責に帰さない事由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった期間が24時間を超える毎に1日として算出した日数に応じて、第3条に定める契約金額について、日割り計算により算出した金額を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が要領第11条に定める1か月単位あたりで24時間未満の場合は、契約金額を減額しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県ホームページの運営を一時停止した場合は、契約金額を減額しない。ただし、一時停止の期間が48時間を越える場合は、前項の規定に準じて契約金額を減額する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
(2) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
(3) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

（契約金の納付方法）

第6条 乙は、県ホームページの広告枠の代金として、第3条第1項第1号に定める契約金額を次表のとおり4回に分割し、甲の発行する納入通知書により、納入しなければならない。

回 数	納 付 期 限	納 入 金 額
1 回目	令和 8 年 7 月末日	円
2 回目	令和 8 年 10 月末日	円
3 回目	令和 9 年 1 月末日	円
4 回目	令和 9 年 4 月末日	円

- 2 前条により契約金額を減額する場合は、前項に定める納入金額のうち4回目の納入金額を減額する。
- 3 乙は、第一項に規定する納付期限までに納入金額を納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の金額が100円に満たないときはこの限りではない。

(協議による契約の解除)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3) 業務を遂行することが困難であるとき。
- (4) 業務の実施に関して不正の行為があつたとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

- 2 前項の場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(業務委託等の禁止)

第 11 条 乙は、本契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の費用等)

第 12 条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(危険負担)

第 14 条 この契約を締結した後、広告の掲載開始日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 15 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

(契約の効力の遡及)

第 17 条 甲及び乙の電子署名がともになされた日が第 3 条の委託期間の開始日よりも後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目 4 番地 2
甲 愛媛県
知事 中村時広

乙